

伊根町農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集をします！

令和8年7月19日に現職農業委員及び農地利用最適化推進委員が任期を迎えるため、以降の新たな各委員を募集いたします。基本的に地域農業に精通した方なら、どなたでも、自薦または他薦により候補者に応募できます。

	主な役割	対象者
農業委員 定数11名	農地法に基づく農地の権利移動・申請の許可や審査。推進委員と連携し、遊休農地の発生防止や解消の推進、担い手への農地集積推進、新規就農支援などに係る取組を行う。 地域計画策定に伴う、(協議の場への参加)、将来の農地利用の姿(目標地図)の作成	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。
農地利用最適化推進委員 定数3名 (旧村朝妻・本庄・筒川地区ごとに1名)	農業委員と連携し、担当する区域の農地利用の最適化推進活動を行う。 (総会での議決権がないこと以外は、農業委員とほぼ同じ役割です。	農業に関する職見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と職見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者。

応募資格

次のいずれかに該当する者は、農業委員となることはできません。

- 伊根町暴力団排除条例に規定する暴力団等である者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 拘禁刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

応募方法

○自薦又は他薦(農業関係団体又は、農業者3人以上の連名)による。

所定の様式に必要書類を添えて持参又は郵送にて、下記申込先に提出してください。

なお、様式は伊根町農業委員会事務局(役場地域整備課農林水産係)にて用意している他、伊根町HPの農業委員会のページからもダウンロードできます。

応募受付期間

令和8年2月26日（木曜日）～同年3月23日（月曜日）必着

公表について

応募者の状況は、伊根町 HP にて公表します。なお、応募に際しご提出いただきました内容のうち、住所、生年月日と電話番号を除く項目について公表しません。

農業委員の決定について

応募者全員について所定の審査・評価を行い、農業委員については伊根町議会の同意を得たうえで決定し、伊根町長が任命します。

任期

3年（令和8年7月20日～令和11年7月19日）

報酬等について

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに年額報酬140,000円
（旅費等は町条例により別に支給）

農地利用最適化推進活動に係る協議への参加について、日額報酬を支給
（5,000円／1回）

その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の身分は、特別職の非常勤職員です。
秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。

問い合わせ・申し込み先

〒626-0493

京都府与謝郡伊根町字日出651

伊根町地域整備課内 伊根町農業委員会事務局

電話0772-32-0505